資料1

目　　次

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

2　計画の位置づけ

3　計画の期間

第2章　協働の考え方

1　協働とは

2　協働の基本原則

3　各主体の意義と役割

4　協働の領域と方法

5　協働のステップ

第3章　摂津市の現状と課題

1　統計からみる市の現状と課題

（1）人口の推移

2　市民アンケート調査から見えてきた現状と課題

（1）地域コミュニティの希薄化

（2）地域への関心

（3）「協働のまちづくり」の認知度

3　協働と市民公益活動支援の現状と課題

第4章　推進施策の展開

〈基本方針1〉　参加の裾野の拡大

施策の方向性 1-1　参加のきっかけづくり

施策の方向性 1-2　多様な世代・立場の参加促進

施策の方向性 1-3　分かりやすい情報発信の充実

〈基本方針2〉活動を支える環境整備

施策の方向性 2-1　活動に必要な情報・拠点の整備

施策の方向性 2-2　持続可能な活動を支える支援の充実

施策の方向性 2-3 多様な主体が関わりやすい環境づくり
〈基本方針3〉協働の質の向上
施策の方向性 3-1 主体間の連携促進
施策の方向性 3-2 団体や個人への直接支援
施策の方向性 3-3 協働を進めやすくする仕組みづくり
〈基本方針4〉行政の推進体制強化
施策の方向性 4-1 庁内連携の強化
施策の方向性 4-2 職員の意識向上と人材育成
施策の方向性 4-3 協働の見える化と改善

第5章 計画の推進体制
1 計画の推進体制の整備
(1)協働のまちづくり推進委員会
(2)協働のまちづくり推進本部
2 計画の進捗管理

【資料編】
1 計画策定の体制
(1)摂津市協働のまちづくり推進委員会
(2)協働のまちづくり推進本部
2 計画策定の経過
3 摂津市協働のまちづくり推進条例
4 摂津市協働のまちづくり推進委員会規則
5 摂津市協働のまちづくり推進本部設置規程
6 協働事例
7 用語解説

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

　本計画は、摂津市協働のまちづくり推進条例及びこれまでの「協働と市民公益活動支援の指針」に基づく取組を踏まえ、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

　近年、地域課題は多様化・複雑化しており、福祉、防災、子育て支援、環境、地域コミュニティの維持など、様々な分野に広がっています。これらの課題は、互いに関わり合いながら生じており、その解決には幅広い視点と多様な主体の関わりが求められています。あわせて、行政だけでは十分に対応することが難しい課題も増えています。

　また、地域活動の担い手不足や担い手の固定化、既存組織の弱体化が進む中で、活動に関心や意欲があっても、参加のきっかけがないことや必要な情報が届いていないことにより、地域活動に関わることができていない人がいることも課題となっています。

　さらに、協働の取組をより広げていくためには、個人だけでなく、これまで十分に関わりを持てていない市民公益活動団体や事業者など、多様な主体との連携を進めていくことも必要です。

　このような状況の中で、地域課題に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていくためには、行政が全てを担うのではなく、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責任のもとで力を持ち寄り、連携して取り組んでいくことが重要です。それぞれの主体は、地域に根ざした視点、専門性、機動力、柔軟な発想など、様々な強みを持っています。こうした強みを生かしてつながることで、行政だけでは行き届きにくい課題にも、よりきめ細かく対応することが可能となります。

　本計画は、こうした協働の必要性を踏まえ、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者並びに市が、それぞれの役割と責任のもとでつながり、地域課題を横の連携により支え合いながら解決していく協働のまちづくりを進めるため、その基本的な方向性と施策を明らかにすることを目的としています。

　また、本計画は、協働の必要性や目指す方向性を市民に分かりやすく示すとともに、多様な主体の参加と連携を促し、持続可能な地域社会の実現につなげることを目指すものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、摂津市協働のまちづくり推進条例の理念を具現化するための計画です。また、第2期摂津市行政経営戦略の分野別計画の一つであり、行政経営戦略に基づいて実施する様々な施策を、協働の観点から体系化し、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体及び事業者並びに市による「協働のまちづくり」の取組の方向性を示した基本方針です。

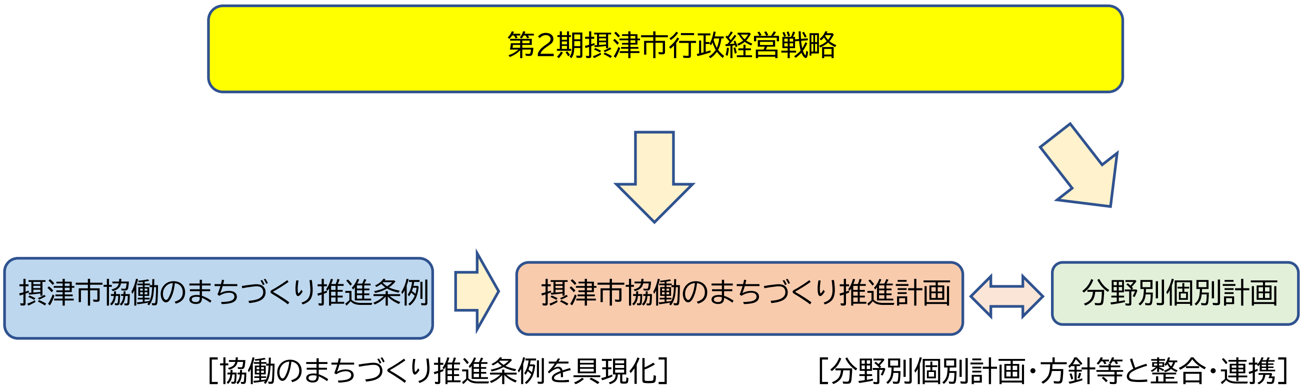

3　計画の期間

本計画は、第2期摂津市行政経営戦略の計画期間に合わせ、令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化、計画の進捗状況等に合わせて、見直しを行うものとします。

図:推進計画の計画期間イメージ

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度

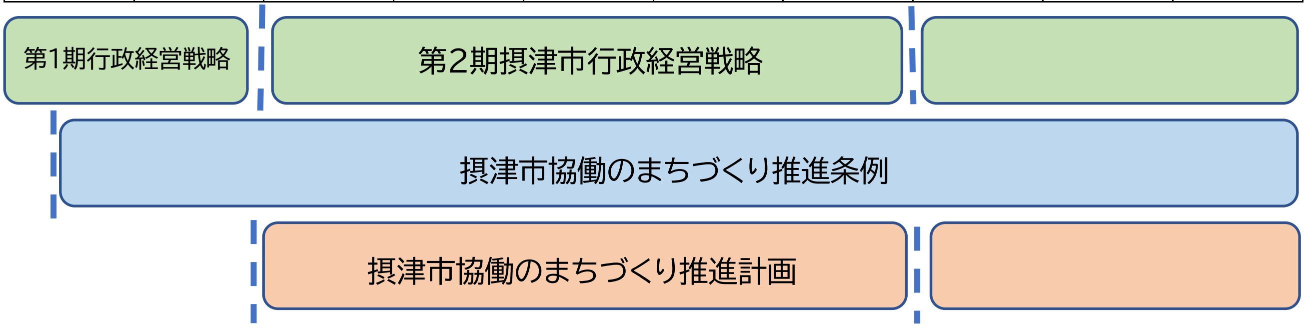

第2章　協働の考え方

1　協働とは

　協働とは、多様な主体が、相互の特性を認識し、及び尊重しながら、共通の目的を達成するために、対等な立場で連携し、又は協力することをいいます（協働のまちづくり推進条例第2条第1号）。

　市では、第4次総合計画において、めざす将来像を「みんなが育む　つながりのまち　摂津」と定め、協働によるまちづくりを進めてきました。第2期摂津市行政経営戦略においても、引き続き将来都市像として掲げ、その実現に向けて歩みを進めていきます。

コラム　3つの「きょうどう」とは？
「共同」・・・複数の人や団体が同じ目的のために同じ立場で同じ活動を行うこと（例：共同生活）
「協同」・・・複数の人や団体が同じ目的のために異なる立場で同じ活動を行うこと（例：協同組合）
「協働」・・・複数の人や団体が同じ目的のために異なる立場で異なる活動を対等に行うこと（例：官民協働）

	立　場	活　動	目　的
共　同	同	同	同
協　同	異	同	同
協　働	異	異	同

今後広げていく必要がある
“きょうどう”

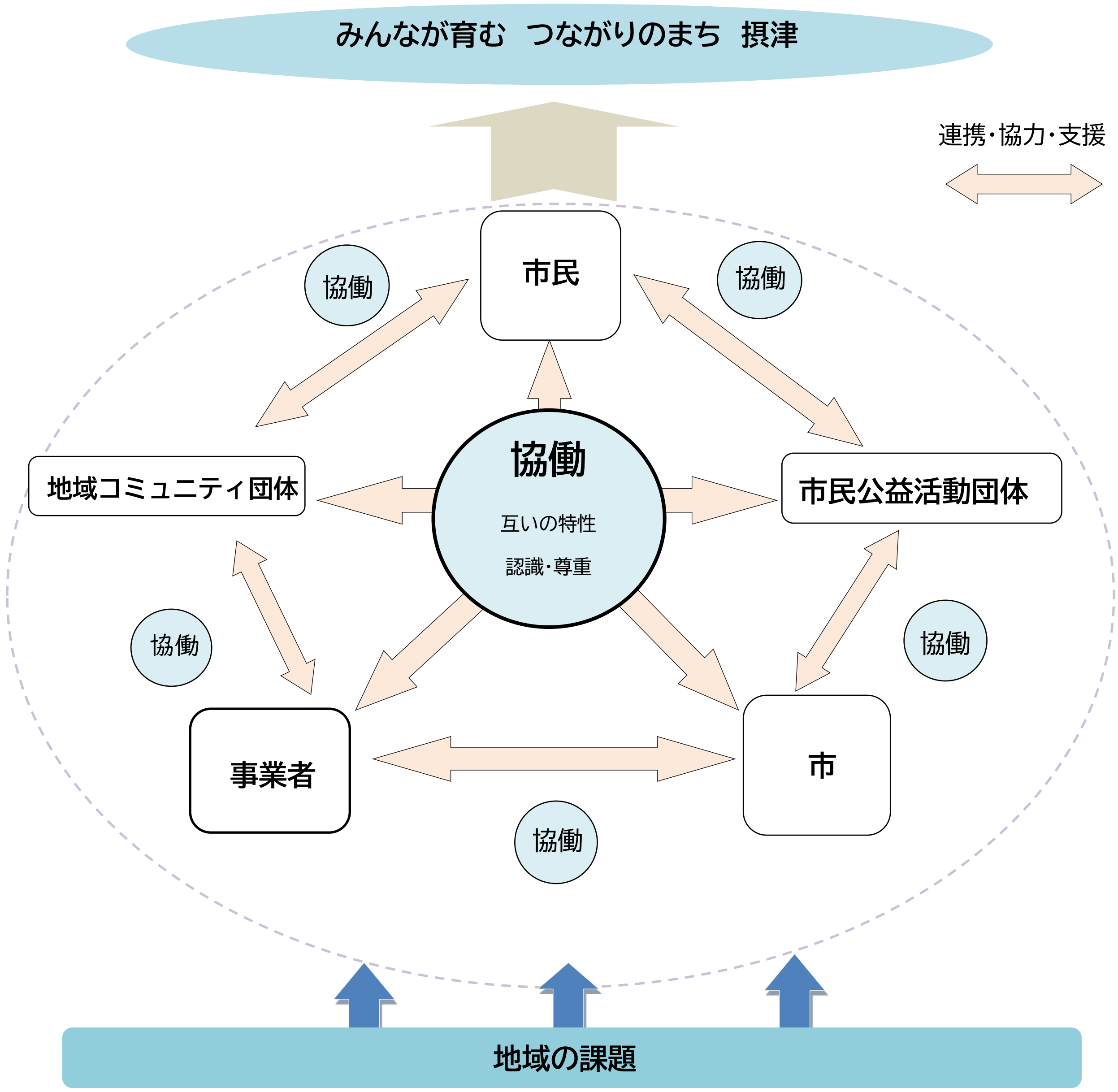
みんなが育む　つながりのまち　摂津
連携･協力･支援
市民
協働
協働
地域コミュニティ団体
協働
互いの特性
認識･尊重
市民公益活動団体
協働
協働
事業者
市
協働
地域の課題

2　協働の基本原則

多様な人や団体が持ち味を生かして連携・協力する仕組みである「協働のまちづくり」を推進するにあたって、摂津市協働のまちづくり推進条例では、協働の基本原則を次のように規定しています。

●多様な主体は、相互に対等な立場で自主性及び自立性を尊重すること。
●多様な主体は、それぞれの特性及び役割を理解し、相互に連携し、又は協力すること。
●多様な主体は、相互に必要な情報を提供し、共有すること。

3　各主体の意義と役割

多様な人や団体が持ち味を生かして連携・協力する仕組みである「協働のまちづくり」を推進するにあたって、摂津市協働のまちづくり推進条例では、まちづくりを担う各主体の意義と役割を次のように規定しています。

各主体の意義

●「市民」とは(第2条第2号)
市内に居住する人だけでなく、市内に通勤・通学している人も「市民」と規定しています。

●「地域コミュニティ団体」とは(第2条第3号)
自治会、町会など地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を行うことを目的とする団体をいいます。

●「市民公益活動団体」とは(第2条第4号)
市民公益活動(※)を継続的に行う団体をいいます。
※市民公益活動とは、市民生活の向上や地域課題の解決を目的として自主的かつ主体的に行われる活動をいいます.
(第2条第7号)。

●「事業者」とは(第2条第5号)
市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。ただし、市民公益活動団体を除きます。

●「市民等」とは(第2条第6号)
市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体及び事業者をいいます。

●「多様な主体」とは(第2条第6号)
市民等(市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者)及び市をいいます。

各主体の役割

●市民（第4条）

・自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動や地域活動に参加するように努めます。
・市政に関する情報に関心を持ち、積極的に情報を収集するように努めます。
・自らが居住する区域の地域コミュニティ団体に加入するように努めます。

●地域コミュニティ団体（第5条）

・地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に取り組むように努めます。
・自らが行う地域活動の情報を発信し、地域住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

●市民公益活動団体（第6条）

・自らが行う活動の社会的意義を理解し、その専門性、迅速性、柔軟性等を生かして、まちづくりに取り組むように努めます。
・自らが行う活動に関する情報を分かりやすく市民等に提供することにより、その理解と参加が得られるように努めます。

●事業者（第7条）

・地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するように努めます。
・市民公益活動に対する支援に努めます。

●市（第8条）

・協働のまちづくりの推進のために必要な施策を策定し、実施します。
・市の職員に対し、協働のまちづくりに関する理解を深めるための研修を実施します。

4 協働の領域と方法

行政が、「市民等との協働のまちづくり」を進めていく方法としては、市民等と行政との役割分担に応じて、次のような様々な方法があります。

	← 協働の範囲 →			
①市民等主体 市民等が自主的・自発的に責任を持って行う事業	②市民等主導 市民等が主体で行い、行政の協力が必要な事業	③市民等・行政 市民等と行政が連携・協力して行う事業	④行政主導 行政が主体で行い、市民等の参加・参画が必要な事業	⑤行政主体 行政が主体性と責任を持って行う事業

※1補助・助成	**※3共催**	**ワークショップ**
※2後援	**※4実行委員会**	**パブリックコメント**
施設等の提供		**※6委託**
備品の貸出		**アンケート**
		審議会等への参画
指定管理		
※5事業協力・情報共有など		

協働の形態

※1：補助・助成

市民等が実施する事業について、行政が資金提供など財政的な支援を行うもの。

※2：後援

市民等が実施する事業について、行政が趣旨に賛同し、名義使用を承認するもの。

※3：共催

市民等と行政が主催者となって事業を行うもの。

※4：実行委員会

行政を含めた様々な人や団体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの。

※5：事業協力

市民等と行政が一定期間、協力をして事業に取り組むもの（地域の美化・防犯活動など）。

※6：委託

本来行政が行うべきことを、市民等で行った方が良いサービスや効果が望める場合に、全部または一部を委託するもの。

5 協働のステップ

1 気づく

日常の気づきと改善への願いこそが、まちづくりを動かす協働のきっかけに。

まちや人に関心を持ち、少し視点を変えてみませんか。

「こんな問題があるのでは？」「これを何とかしたい！」という個人の「気づき」「願い」が協働のきっかけとなります。

〔例〕・何気ない日常会話の中で　・まちを歩いていて　・テレビを見ていて　など

2 集まる

気づいた問題点や、ふと考えた改善のアイデアなどを、自分の中にとどめず、誰かに話してみましょう。ざっくばらんに「思い」を語り合うことで、応援してくれる人や新たなアイデアと出会えるかもしれません。

〔例〕・何で困っているのか　　・どうしたいのか

※調整役の協力も得て、関わってほしい人・団体や支援者に参加を呼びかけます。

3 共有する

集まりを呼びかけた人・団体が、背景や思いを説明したうえで、協働を「実施する・実施しない」は抜きにし、ざっくばらんに語り合います。そして、様々なことを共有していきます。語り合うことは、参加者それぞれの「学び」にもなります。

〔例〕・集まった人・団体が得意とするところの共有
・目的・目標の共有
・役割分担の共有
・心配事・リスクの共有
・不足していることの共有（体制、ノウハウ、資金など）

4 実践する

話し合ったことに基づき、活動を実践します。いきなり大きなことに取り組む必要はなく、「小さな協働」からで十分です。

活動によってはすぐに成果が現れないものもあります。粘り強く継続して取り組みます。協働経験を積み重ねていくことが、最終的に「摂津市の力」になります。

5 確かめる

活動について事後評価を行い、目標の達成状況や課題を検証・共有します。

評価結果を共有することで、参加者はやりがい・達成感を実感します。また、次の活動展開の方向性が見えたり、より良い方法への改善、新たな仲間の獲得などにつながったりします。

第3章　摂津市の現状と課題

1　統計からみる市の現状と課題

(1)人口の推移

本市の総人口は、大型マンションの開発等の影響により令和４年度には 87,183 人まで増加し、近年はほぼ横ばいで、おおむね８万６千人程度で推移しています。

しかし、長期的には、全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少に転じることが見込まれています。

一方で、75 歳以上の老年人口は、少なくとも令和 39(2057)年まで増加すると想定されており、今後は高齢化が一層進行していくことが見込まれます。こうした人口構造の変化は、税収の減少や社会保障費の増加につながることが懸念されるほか、地域活動や市民活動を支える担い手の不足にも影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、今後、地域課題が多様化・複雑化する中で、行政のみで十分に対応することが難しい場面がさらに増えることも想定されます。こうした状況に対応するためには、行政だけでなく、市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者など多様な主体が、それぞれの役割を担いながら支え合う仕組みを充実させていくことが求められています。

図表 IV-9　総人口の見通し(全市)

図表 IV-32　老年人口の見通し(全市)

※2040 年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書から抜粋

2　市民アンケート調査から見えてきた現状と課題

(1)地域コミュニティの希薄化

現在、地域活動の担い手となっている自治会・町会は、令和 8 年 4 月現在、市内に 91 団体あります。自治会・町会加入率は、「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」を策定した平成 24 年の 62.6%から減少傾向が続いており、令和 8 年には 36.8%となっています。総世帯数が増加する中で、加入世帯数が 3 割以上減少している背景には、ライフスタイルや価値観の多様化、役員等の負担感への懸念、地域活動の内容や意義が十分に伝わっていないことなど、複数の要因があると考えられます。

また、老人クラブや子ども会についても、団体数や会員数の減少傾向が続いています。これらの団体は地域コミュニティの重要な担い手でありながら、活動内容や意義が十分に伝わっていないことが課題となっています。

令和 7 年度の「市民アンケート調査」において、自治会・町会の脱退や未加入の理由を尋ねたところ、「何をしているかわからない」「加入のメリットを感じない」「仕事や家事が忙しい」「役員の負担を避けたい」といった回答が多く見られました。これらの結果からは、地域活動の必要性や役割が十分に伝わっていないことに加え、心理的・時間的な負担が、地域活動への参加や継続ができない要因となっていることがうかがえます。

今後は、高齢化の進行に伴う役員等の担い手不足がさらに深刻化することが懸念される中、地域活動に関する情報発信をより一層充実させるとともに、活動の内容や意義、関わり方が分かりやすく伝わるよう工夫していくことが必要です。また、関心や意欲のある人が参加のきっかけを得やすくし、多様な主体がそれぞれの状況に応じて関われる環境を整えていくことが求められています。

●<u>自治会･町会の加入率は年々低下傾向にある。</u>

年度	平成 24 年		令和元年	令和2年	令和3年
加入率	62.6%		52.4%	49.8%	47.8%
自治会･町会数	112		107	106	105
総世帯数	37,726		40,853	41,560	42,044
加入世帯数	23,631		21,415	20,756	20,072

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
加入率	46.1%	43.4%	41.5%	38.6%	36.8%
自治会･町会数	104	100	98	93	91
総世帯数	42,225	42,690	43,093	43,512	44,133
加入世帯数	19,467	18,543	17,877	16,781	16,291

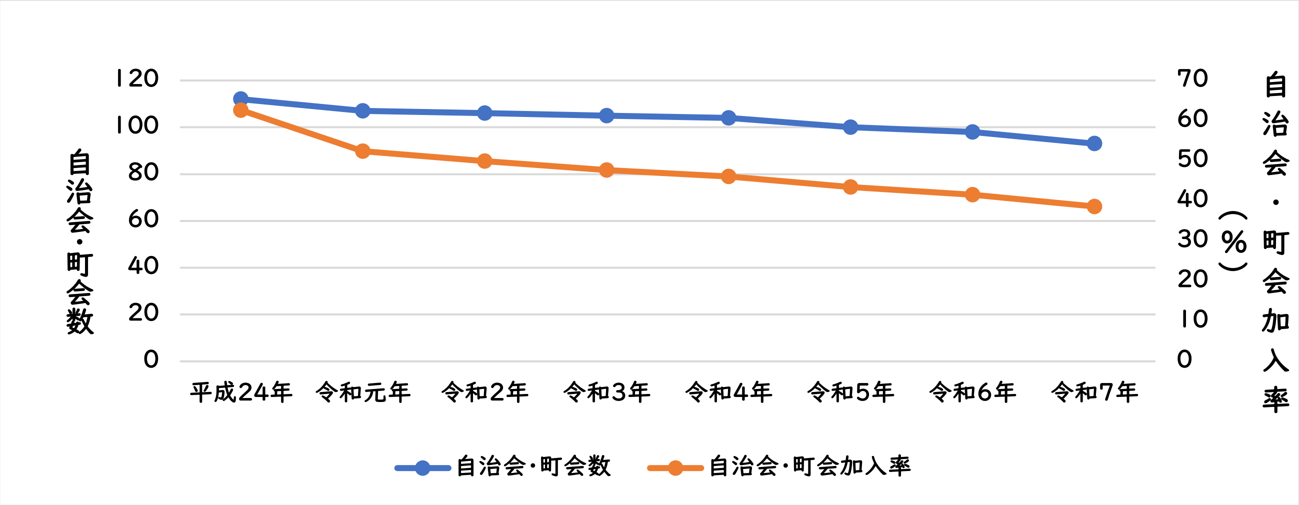

●老人クラブや子ども会の加入率、会員数も年々低下傾向にある。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度	令和６年度
老人クラブ連合会	クラブ数	53	53	51	50	47	**42**
	会員数	2,493	2,386	2,225	2,137	1,946	**1,679**
	加入率	9.50%	9.10%	8.40%	8.10%	7.40%	**6.40%**
こども会	こども会数	53	43	36	35	24	**16**
	会員数	1,272	958	728	693	365	**256**
	加入率	29.9%	22.8%	17.4%	16.6%	8.7%	**6.1%**

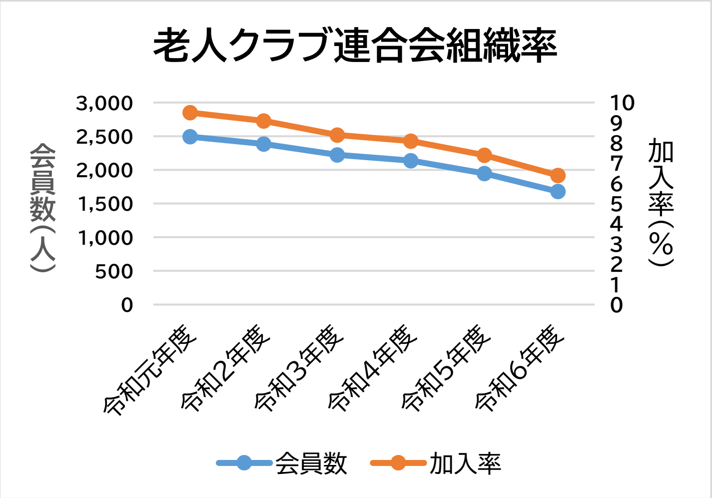

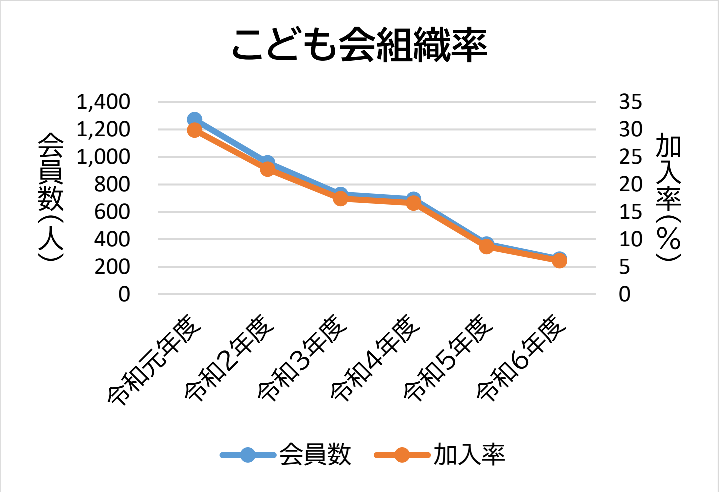

●<u>自治会・町会を脱退した理由・加入していない理由は、「なにをしているかわからない」、「加入メリットを感じないから」、「仕事や家事が忙しいから」、「班長や役員になりたくないから」という理由が多い。</u>

Q：自治会・町会を脱会された理由又は加入していない理由はなんですか。

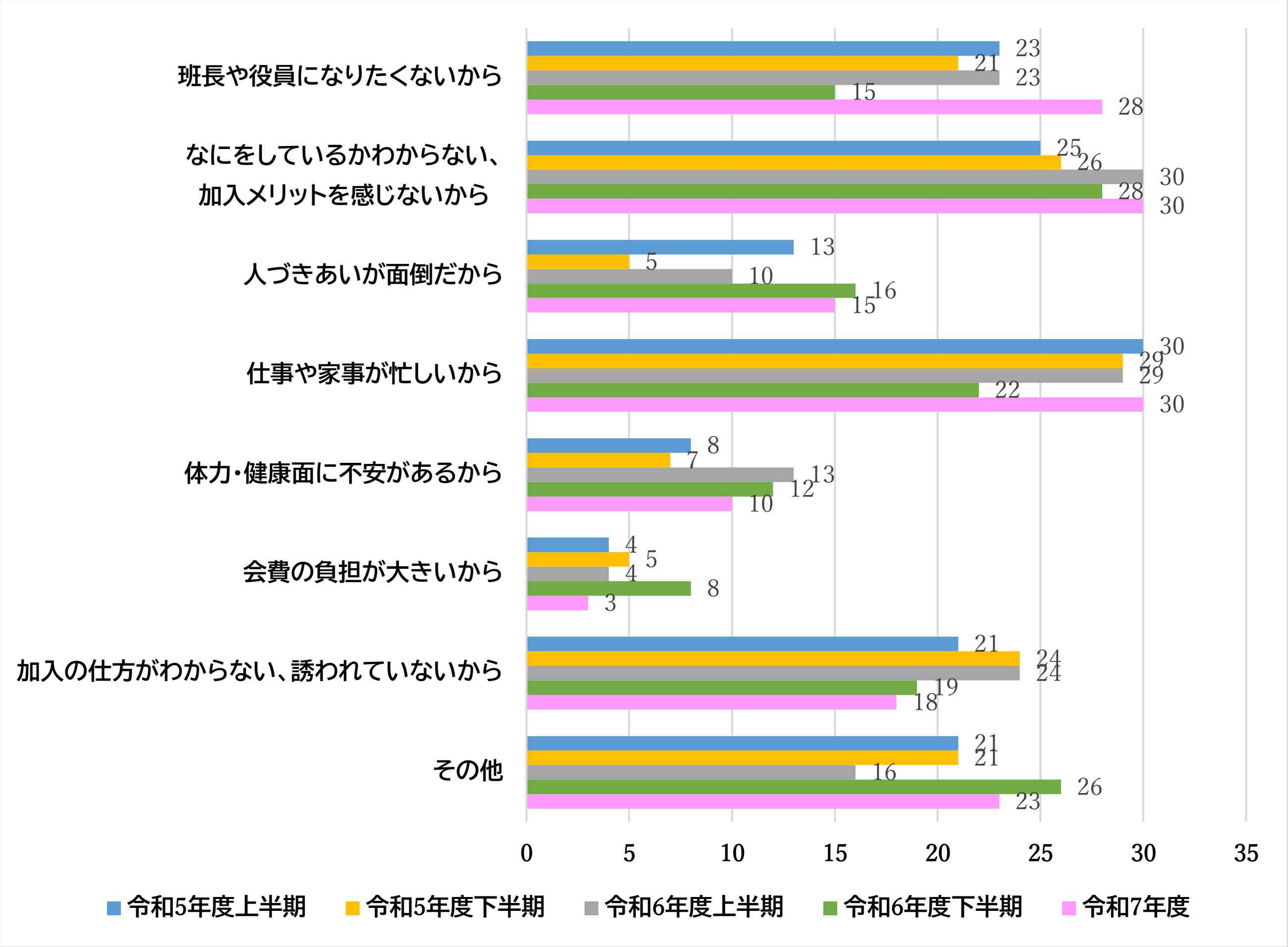

コラム　自治会加入促進の取組

自治会加入率が低下する中、自治会加入を促進するため、市と自治連合会では、以下のような取組を行っています。

◆ 自治連合会による「自治会を良くするための事例集」の作成

◆ 自治振興課窓口や地域コミュニティ団体等の研修会や定例会等で自治会加入促進パンフレットの配布

◆「自治会活動ハンドブック」の作成

◆ 広報せっつでの自治会活動の紹介（自治会の活動だより）

（2）地域への関心

令和６年度下半期の市民アンケート調査によると、地域に「非常に関心がある」又は「関心がある」と回答した人は 61.0%と、半数を超えています。一方で、地域活動や市民活動に「参加している」と回答した人は 20.7%にとどまっており、地域への関心があっても、活動の参加には結びついていない状況がうかがえます。

参加に至らない主な理由としては、「仕事等で忙しく時間がない」が最も多く、次いで「活動のきっかけがない」「活動に関する情報が得られない」といった点が挙げられています。こうした結果からは、地域活動に関心や意欲を持つ人が一定数いる一方で、活動の必要性や内容、関わり方が十分に伝わっていないことや、参加のきっかけが得にくいことが、参画の障壁となっていることがうかがえます。

このため、今後は、地域活動の意義や役割が分かりやすく伝わる情報発信を進めるとともに、関心のある人が地域とつながるきっかけを得やすい環境づくりを進めていくことが必要です。こうした取組を通じて、地域活動の裾野を広げ、地域コミュニティへの関わりを深めていくことが期待されます。

●約6割の市民は、地域のことに関心がある

Q. あなたは、地域のことに関心がありますか。

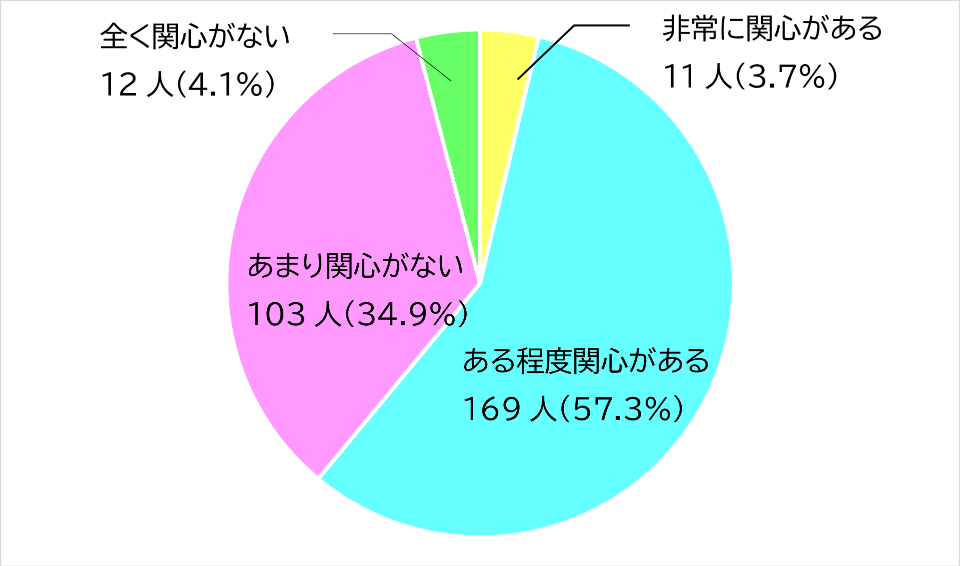

●約 2 割の人しか地域活動や市民活動に参加していない

Q. あなたは、地域活動や市民活動に参加されていますか。

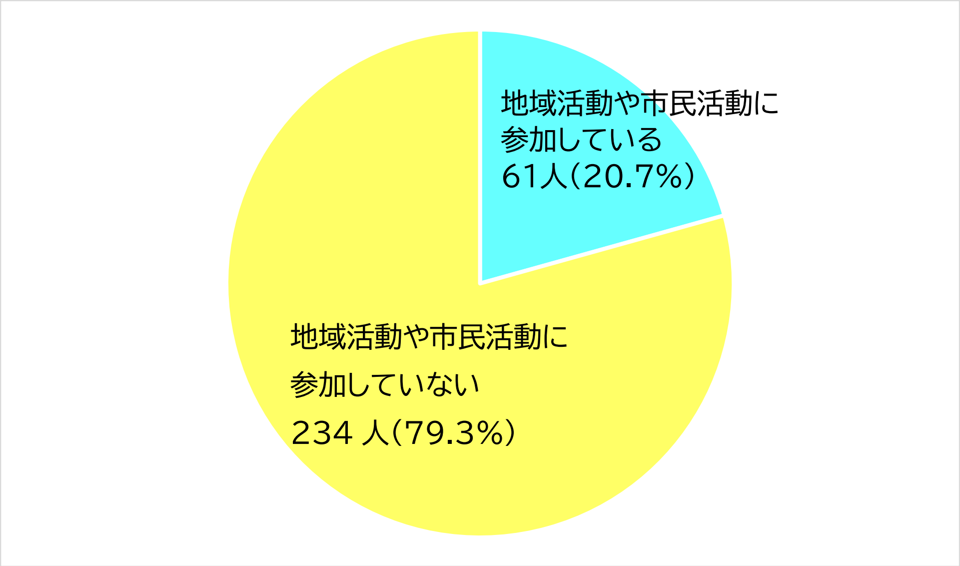

●地域への関心が高い層ほど、地域活動や市民活動に参加する割合が高い。

選択肢	Q2の回答(あなたは、地域のことに関心がありますか)									
	非常に関心がある		ある程度関心がある		あまり関心がない		まったく関心がない		合計	
	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合
はい	8	72.73%	45	26.63%	7	6.80%	1	8.33%	61	20.68%
いいえ	3	27.27%	124	73.37%	96	93.20%	11	91.67%	234	79.32%
回答者数計	11	100.00%	169	100.00%	103	100.00%	12	100.00%	295	100.00%

●地域活動や市民活動に参加していない理由は、「仕事等で忙しくて時間がないから」が最も多く、続いて「きっかけがないから」、「活動に関する情報が得られないから」という順位となっている。

Q．地域活動や市民活動に参加していない理由は何ですか。

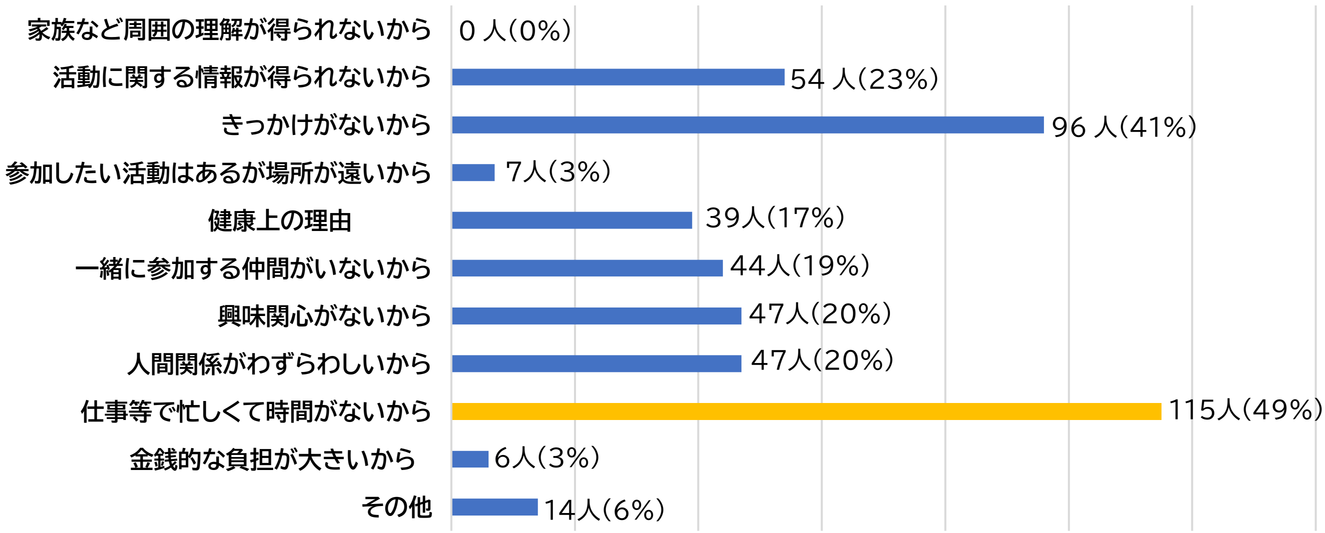

●地域への関心度合いにかかわらず、地域活動や市民活動に参加していない理由としては「忙しくて時間がない」ことが多くなっている。
●地域への関心が中程度の層では、「きっかけがない」ことが理由となっている。

選択肢	Q2の回答（あなたは、地域のことに関心がありますか）									
	非常に関心がある		ある程度関心がある		あまり関心がない		まったく関心がない		合計	
	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合
家族など周囲の理解が得られないから	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
活動に関する情報が得られないから	0	0.00%	30	24.19%	23	23.96%	1	9.09%	54	23.08%
きっかけがないから	0	0.00%	52	41.94%	42	43.75%	2	18.18%	96	41.03%
参加したい活動はあるが場所が遠いから	0	0.00%	7	5.65%	0	0.00%	0	0.00%	7	2.99%
健康上の理由	1	33.33%	23	18.55%	14	14.58%	1	9.09%	39	16.67%
一緒に参加する仲間がいないから	1	33.33%	21	16.94%	20	20.83%	2	18.18%	44	18.80%
興味関心がないから	0	0.00%	10	8.06%	30	31.25%	7	63.64%	47	20.09%
人間関係がわずらわしいから	0	0.00%	12	9.68%	32	33.33%	3	27.27%	47	20.09%
仕事等で忙しくて時間がないから	3	100.00%	60	48.39%	47	48.96%	5	45.45%	115	49.15%
金銭的な負担が大きいから	0	0.00%	3	2.42%	3	3.13%	0	0.00%	6	2.56%
その他	1	33.33%	9	7.26%	4	4.17%	0	0.00%	14	5.98%
無回答	0	0.00%	1	0.81%	2	2.08%	0	0.00%	3	1.28%
回答者数計	3	100.00%	124	100.00%	96	100.00%	11	100.00%	234	100.00%

（3）「協働のまちづくり」の認知度

令和 6 年度下半期に実施した「市民アンケート調査」では、「協働」という言葉を知らないと回答した市民が 4 人のうち 3 人にのぼっており、「協働」という言葉自体は市民に十分浸透しているとはいえない状況がみられます。

また、6 割を超える人が、摂津市において「協働は進んでいない」又は「どちらかといえば進んでいない」と回答しており、協働の取組やその必要性が市民に十分伝わっていないことがうかがえます。

一方で、協働のまちづくりを進めるうえで行政に期待する取組としては、「市民活動や協働に関する情報発信」が最も多く、次いで「市政やまちづくりに参画できる機会の提供」、「市民や多様な団体が地域課題等を共有できる場づくり」が挙げられています。

また、市民自身ができることとしては、「身近な地域活動への参加」が最も多く、次いで「市政や地域活動に関する情報の収集」、「地域活動内容の積極的な PR」が挙げられています。

このことから、市民の間では、「協働」という言葉そのものの認知は高くないものの、地域やまちづくりに関わりたいという意識や、情報提供、参加のきっかけ、つながる場を求める意向が一定程度あることがうかがえます。

一方で、実際には、市内各地で、市民公益活動団体や事業者等による多様な活動やイベントが行われており、多様な主体の連携による取組は着実に積み重ねられています。

協働のまちづくりを進めるうえでは、「協働」という言葉そのものの認知を高めるだけでなく、地域課題の解決に向けて多様な主体が支え合いながら取り組むことの必要性や意義を、市民に分かりやすく伝えていくことが重要です。

そのため、今後は、身近な取組を通じて協働の実践が見えるよう発信を充実させるとともに、多様な主体の参加と連携を促すため、情報共有の充実、参画のきっかけづくり、主体同士がつながる場の充実を図っていくことが求められます。

●4 人のうち 3 人が協働について知らない。

Q. あなたはこのアンケート以前から、協働という言葉を知っていましたか。

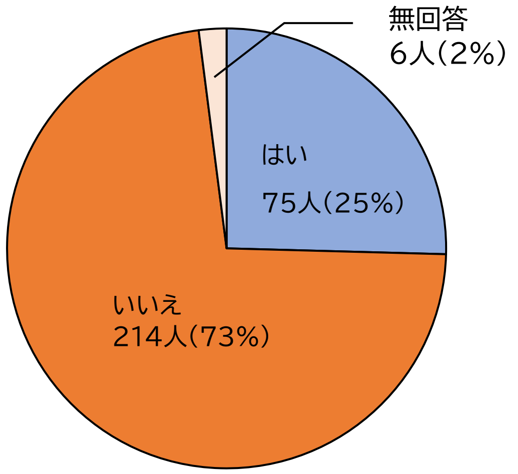

●6割の人が摂津市では協働が進んでいないと思っている。

Q. あなたは摂津市において、協働のまちづくりが進んでいると思いますか。

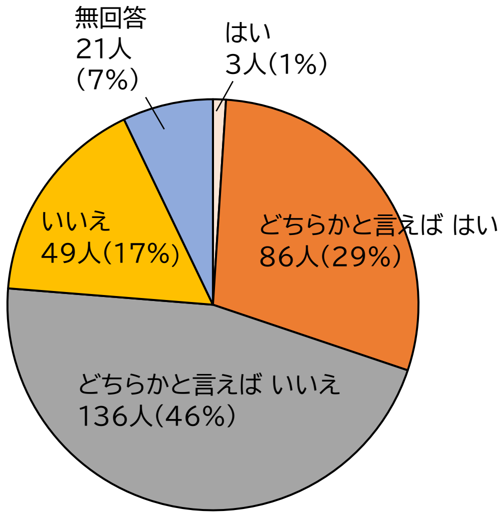

●協働という言葉を知っている層の方が、協働のまちづくりが進んでいると答える割合が若干高い。

選択肢	Q1の回答(あなたは、このアンケート以前から「協働」という言葉を知っていましたか)							
	はい		いいえ		無回答		合計	
	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合
はい	1	1.33%	2	0.93%	0	0.00%	3	1.02%
どちらかといえば　はい	26	34.67%	59	27.57%	1	16.67%	86	29.15%
どちらかといえば　いいえ	36	48.00%	100	46.73%	0	0.00%	136	46.10%
いいえ	12	16.00%	37	17.29%	0	0.00%	49	16.61%
無回答	0	0.00%	16	7.48%	5	83.33%	21	7.12%
回答者数計	75	100.00%	214	100.00%	6	100.00%	295	100.00%

●<u>「協働のまちづくりを推進していくうえで、行政に期待する取組は、「市民活動や協働に関する情報の発信」が最も多く、続いて「市政やまちづくりに参画できる機会の提供」、「市民や多様な団体が地域課題などを共有できる場づくり」の順位となっている。</u>

Q:あなたは、摂津市が「協働のまちづくり」を推進していくうえで、どのような取組が有効だと思いますか。

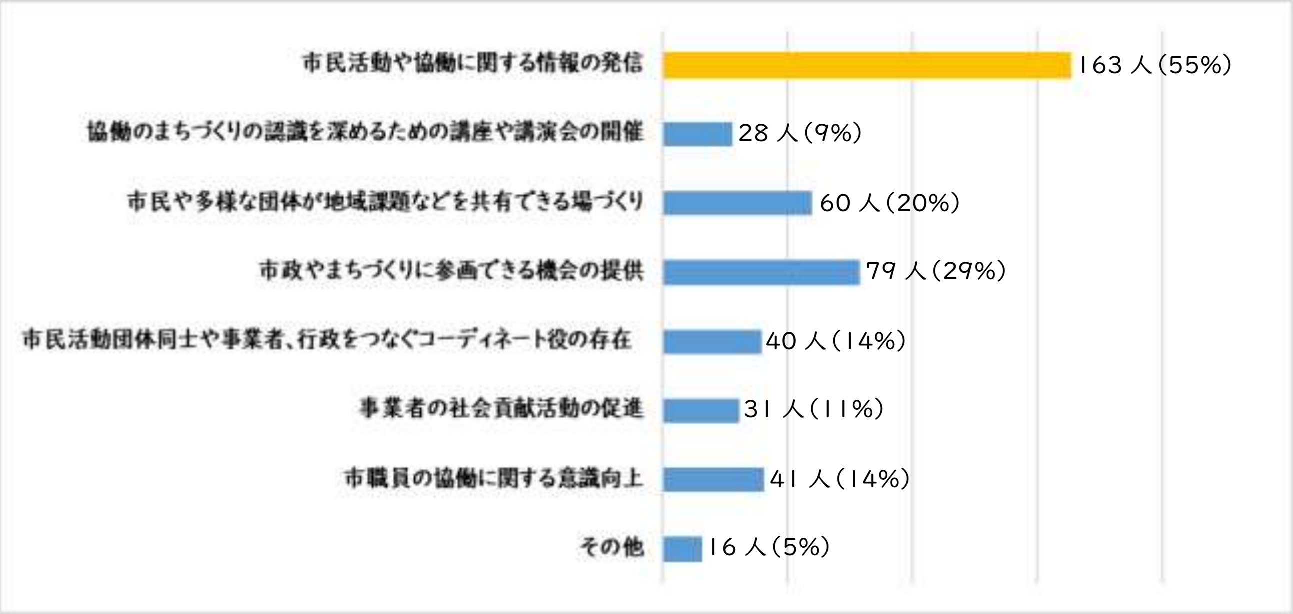

●<u>協働という言葉の認知にかかわらず、「市民活動や協働に関する情報の発信」との回答が最も多い。</u>
●<u>協働という言葉を知っている層では、「地域課題などを共有できる場づくり」「市政やまちづくりに参画できる機会の提供」と答える割合が高い。</u>

選択肢	Q1の回答(あなたは、このアンケート以前から「協働」という言葉を知っていましたか)							
	はい		いいえ		無回答		合計	
	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合
市民活動や協働に関する情報の発信	38	50.67%	124	57.94%	1	16.67%	163	55.25%
協働のまちづくりの認識を深めるための講座や講演会の開催	6	8.00%	22	10.28%	0	0.00%	28	9.49%
市民や多様な団体が地域課題などを共有できる場づくり	21	28.00%	39	18.22%	0	0.00%	60	20.34%
市政やまちづくりに参画できる機会の提供	23	30.67%	54	25.23%	2	33.33%	79	26.78%
市民活動団体同士や事業者、行政をつなぐコーディネート役の存在	13	17.33%	26	12.15%	1	16.67%	40	13.56%
事業者の社会貢献活動の促進	10	13.33%	21	9.81%	0	0.00%	31	10.51%
市職員の協働に関する意識向上	12	16.00%	29	13.55%	0	0.00%	41	13.90%
その他	4	5.33%	12	5.61%	0	0.00%	16	5.42%
無回答	3	4.00%	22	10.28%	4	66.67%	29	9.83%
回答者数計	75	100.00%	214	100.00%	6	100.00%	295	100.00%

●「協働のまちづくり」を進めるにあたり、市民ができることは、「身近な地域活動に参加する」が最も多く、続いて「市政や地域活動情報を収集する」、「地域活動内容の積極的な PR」の順位となっている。

Q: 「協働のまちづくり」を進めるにあたり、市民ができることはどのようなことだと思いますか。

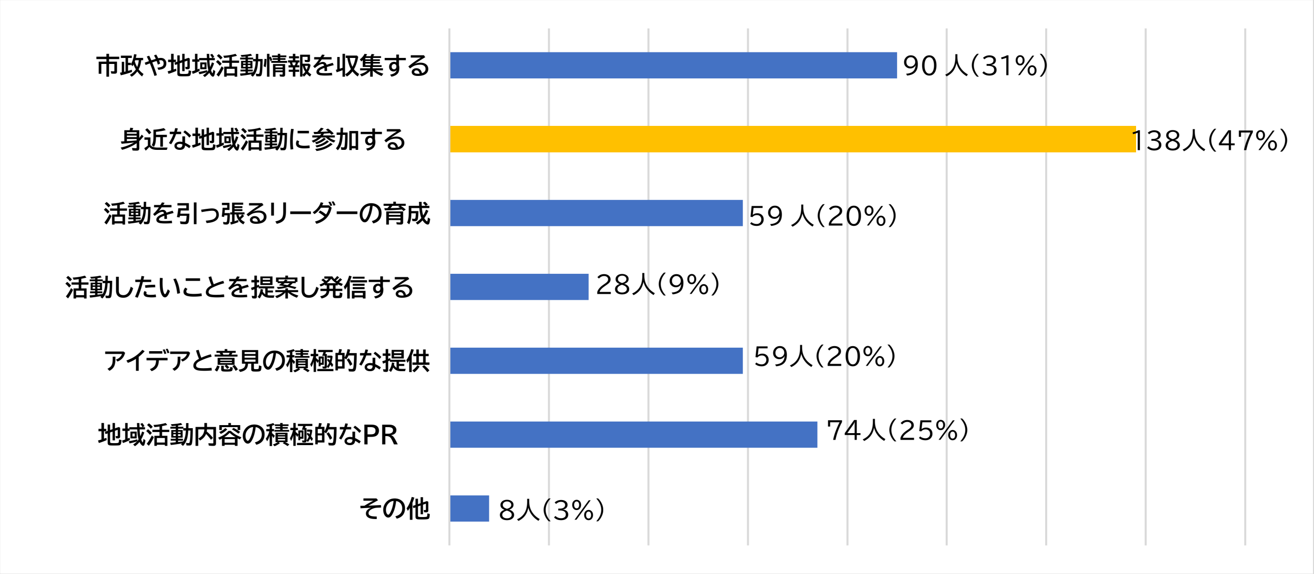

●協働という言葉の認知の違いで、回答の傾向に大きな差は見受けられない。

選択肢	Q1の回答(あなたは、このアンケート以前から「協働」という言葉を知っていましたか)							
	はい		いいえ		無回答		合計	
	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合	回答数(人)	割合
市政や地域活動情報を収集する	29	38.67%	60	28.04%	1	16.67%	90	30.51%
身近な地域活動に参加する	36	48.00%	101	47.20%	1	16.67%	138	46.78%
活動を引っ張るリーダーの育成	12	16.00%	47	21.96%	0	0.00%	59	20.00%
活動したいことを提案し発信する	6	8.00%	21	9.81%	1	16.67%	28	9.49%
アイデアと意見の積極的な提供	17	22.67%	42	19.63%	0	0.00%	59	20.00%
地域活動内容の積極的なPR	18	24.00%	55	25.70%	1	16.67%	74	25.08%
その他	4	5.33%	4	1.87%	0	0.00%	8	2.71%
無回答	3	4.00%	23	10.75%	4	66.67%	30	10.17%
回答者数計	75	100.00%	214	100.00%	6	100.00%	295	100.00%

３　協働と市民公益活動支援の現状と課題

本市では、平成 24 年 9 月に「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」を策定し、協働の推進と市民公益活動団体への支援を進めてきました。その中で、自治会・町会をはじめとする地縁団体や市民公益活動団体との連携を深めながら、地域課題の解決や地域活性化、市民参画の促進につなげてきました。

一方で、前述の市民アンケート調査の結果からは、協働の取組やその意義、関わり方が、市民や関係団体に十分伝わっていない状況もうかがえます。こうした状況を踏まえ、本市における市民公益活動を取り巻く状況や地域の特性、地域資源等について、改めて整理・分析を行いました。

また、令和 7 年度に設置された「協働のまちづくり推進委員会」では、本市における協働の現状、課題及び今後の方向性について、多様な立場から意見交換が行われました。同委員会では、協働はそれ自体を目的とするものではなく、地域課題や社会的課題の解決を通じて、持続可能で活力ある地域社会を実現するための手段であることが共有されました。

これらの調査分析及び推進委員会での議論を踏まえ、本市における現状、課題及び今後の方向性を次のとおり整理しました。

現状

- 自治会・町会などの地縁団体は、地域に根ざしたつながりを基盤として、特色ある活動を行っている。
- 団体同士や市民、事業者、行政が垣根を越えて交流する機会があり、協働を進めるうえでの基盤がある。
- 市は、自治会・町会などに対して財政的支援を実施している。
- 「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」においては、市職員が中間支援の役割を担うこととしている。
- 少子高齢化や核家族化の進行、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等を背景として、従来地域を支えてきた人と人とのつながりが弱まりつつある。
- そのような中でも、地域活動や市民活動は多様な形で行われており、それぞれの主体が地域を支える役割を果たしている。
- 趣味やサークル活動等も含め、多様な活動が協働の担い手となり得る状況がある。

課題

- 市民アンケート調査の結果からは、協働の取組やその意義、関わり方が市民や関係団体に十分伝わっておらず、「協働」や「協働のまちづくり」という言葉についても、共通理解が十分に形成されていない状況がうかがえる。

- 団体が個別に活動する傾向が強く、地域課題の解決や持続可能な活動につながる主体間の連携が十分ではない。
- 課題やノウハウの共有・継承が進みにくく、団体同士が学び合う機会が乏しい。
- 財政的支援は行われている一方で、相談支援、情報提供、人材育成、団体間のコーディネートなど、活動や運営を支える支援機能が十分とはいえない。
- 「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針」では、市職員が中間支援の役割を担うこととしているが、業務の複雑多様化や人事異動の影響により、継続的かつ専門的に団体を支援し続けることには限界がある。
- 中間支援には、地域課題や活動状況の把握、助言、調整、伴走支援などに加え、信頼関係を継続的に築いていくことが求められるため、市職員のみでその全ての役割を担い続けることは困難である。
- 協働の進捗状況や成果、課題について、十分な振り返りや検証を行う仕組みが整っていない。
- 多様な主体が支え合いながら地域を支えていくための連携や、人材、資源、ネットワークを共有・活用する仕組みが十分に整っていない。

方向性

- 協働の意義や必要性、取組内容、関わり方について、分かりやすく発信し、市民や関係団体の理解を深めていく必要がある。
- 本市の強みである市民等の顔が見えやすく、密な関係を築きやすい強みを生かし、地域課題の解決につながる主体間の連携を促進していく必要がある。
- 団体間で課題やノウハウを共有し、学び合うことができる機会や仕組みを整えていく必要がある。
- 相談支援、情報提供、人材育成、団体間のコーディネートなど、活動や運営を支える支援機能の充実を図るとともに、財政的支援についても適切に実施していく必要がある。
- 多様な主体との連携の視点と専門性を持ち、各団体のニーズや活動段階に応じた柔軟な支援を継続的に行うことができる中間支援機能を担う組織の設立と機能の充実を図る必要がある。
- 趣味やサークル活動等も含めた幅広い活動を協働の担い手として捉え、多様な参加の入り口を広げていく必要がある。
- 協働の進捗や成果を振り返り、改善につなげることができる推進・検証の仕組みを整えていく必要がある。
- 情報共有、相談対応、コーディネート等の支援機能を充実させ、多様な人材、資源及びネットワークが生かされる環境づくりを進める必要がある。

●中間支援機能とは

協働のまちづくりを進めていくためには、市民、地域団体、市民公益活動団体、事業者、行政など、多様な主体をつなぎ、それぞれの活動を支える役割が重要です。こうした役割には、活動や運営に関する相談への対応、必要な情報の提供、主体同士をつなぐ調整やコーディネートなどが含まれます。

このように、多様な主体の間に立って、活動を支え、つなぎ、協働を進めやすくする役割を、本計画では「中間支援機能」としています。

中間支援機能は、特定の主体や組織が単独で担う場合もあれば、複数の主体が連携しながら担う場合や市民活動支援センターの指定管理者等がその役割を担う場合が多く見られます。

[中間支援機能の役割・イメージ]

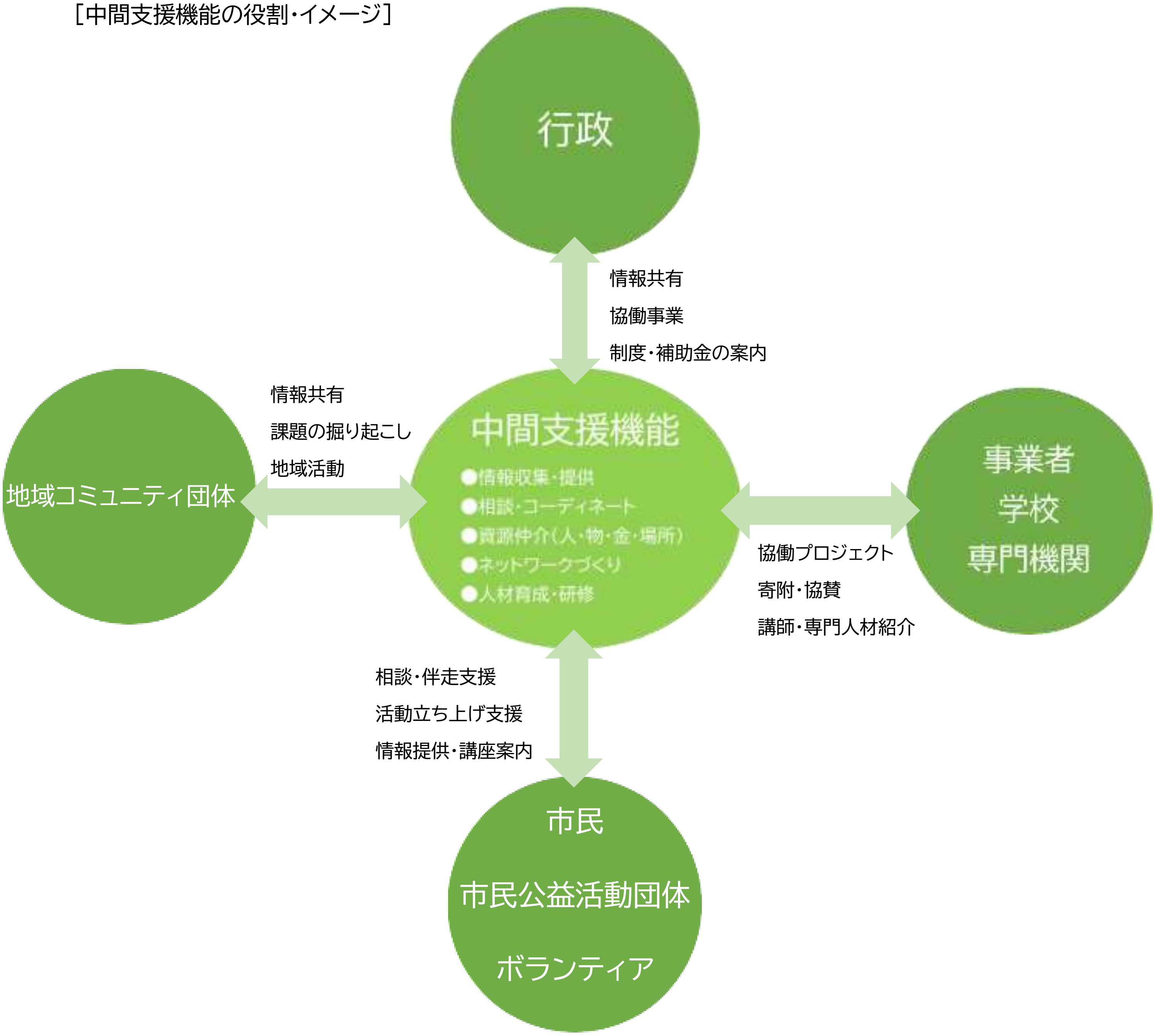

コラム 自治会・町会、地域まちづくり協議会、中間支援組織の役割

自治会・町会が地域に根ざした基礎的な活動主体であるのに対し、「地域まちづくり協議会」は地域内の多様な主体をつなぐ連携の場・組織であり、中間支援組織はそうした主体の活動や連携を中立的な立場から支える役割を担います。

※まちづくり協議会は、小学校区単位で設立される場合が多くあります。

主体	区分	主な役割
自治会・町会	地域の基礎的な活動主体	身近な地域課題への対応、住民同士のつながりづくり
地域まちづくり協議会	地域内の連携組織	地域内の多様な団体をつなぎ、地域全体の課題に対応
中間支援組織	連携を支える支援組織	相談、情報提供、コーディネート、伴走支援

第4章　推進施策の展開

協働のまちづくりを推進するためには、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの特性や強みを生かしながら、地域課題の解決に向けて連携して取り組むことが重要です。

本市においては、自治会・町会などの地域に根ざした活動をはじめ、市民公益活動や事業者による地域貢献、交流や学びの機会づくりなど、多様な主体による取組が進められており、協働のまちづくりを進める基盤があります。

一方で、地域活動や市民公益活動の担い手不足、担い手の固定化、参加のきっかけや情報の不足、多様な主体同士のつながりの弱さ、行政内部の連携や協働に対する理解の更なる向上などが課題となっています。

こうした本市の強みや現状、課題を踏まえ、本計画では、参加のきっかけづくりから活動を支える環境整備、多様な主体同士の連携の強化、行政の推進体制の充実までを段階的に整理し、次の 4 つの基本方針のもとで施策を推進します。

施 策 体 系

<table>
<tr><td rowspan="16">みんなが育む つながりのまち 摂津</td><td colspan="2">基本方針1　参加の裾野の拡大</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>取組項目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向性 1-1
参加のきっかけづくり</td><td>誰もが気軽に集い、地域課題等の話し合い・交流ができる場づくり</td></tr>
<tr><td>市民公益活動や協働に関心のある市民への機会提供</td></tr>
<tr><td>施策の方向性 1-2
多様な世代・立場の参加促進</td><td>若者・子育て世代・就労世代の参加支援</td></tr>
<tr><td>施策の方向性 1-3
分かりやすい情報発信の充実</td><td>市民公益活動を行う団体・個人の情報発信の支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本方針2　活動を支える環境整備</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>取組項目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向性 2-1
活動に必要な情報提供・拠点の整備</td><td>市民公益活動に役立つ情報の提供</td></tr>
<tr><td>市民公益活動に必要な拠点確保の支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施策の方向性2-2
持続可能な活動を支える支援の充実</td><td>市民公益活動を行う団体メンバーの人材育成支援</td></tr>
<tr><td>市民公益活動の資金支援</td></tr>
<tr><td>地域活性化の資金支援</td></tr>
<tr><td>多文化共生の資金支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向性2-3
多様な主体が関わりやすい環境づくり</td><td>地域コミュニティ団体と市民公益活動団体のマッチング機会の提供</td></tr>
<tr><td>事業者等と市民公益活動団体の特性を生かした連携の促進</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">みんなが育む　つながりのまち　摂津</td><td colspan="2">基本方針3　協働の質の向上</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>取組項目</td></tr>
<tr><td>施策の方向性 3-1
主体間の連携促進</td><td>市民公益活動を担う団体のネットワークづくりの支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向性 3-2
団体や個人への直接支援</td><td>活動や協働に関する相談支援の充実</td></tr>
<tr><td>団体や個人の活動段階に応じた継続支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施策の方向性3-3
協働を進めやすくする仕組みづくり</td><td>協働の受け皿となる地域まちづくり協議会等の設立支援</td></tr>
<tr><td>地域課題と人材・団体をつなぐ仕組みづくり</td></tr>
<tr><td>多様な主体の連携や協働を支える中間支援機能の充実と組織の整備</td></tr>
<tr><td>協働のまちづくり推進条例及び本計画の周知・理解促進</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本方針4　行政の推進体制強化</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>取組項目</td></tr>
<tr><td>施策の方向性 4-1
庁内連携の強化</td><td>情報共有や連携の仕組みづくり</td></tr>
<tr><td>施策の方向性 4-2
職員の意識向上と人材育成</td><td>協働を担う職員を育成するための研修や制度の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向性 4-3
協働の見える化と改善</td><td>推進施策の進捗状況の公表</td></tr>
<tr><td>多様な主体を対象とした協働の普及啓発</td></tr>
</table>

基本方針1　参加の裾野の拡大

市民一人ひとりが、自分に合った形で地域活動や市民公益活動に関わることができるよう、参加のきっかけづくりや分かりやすい情報発信を進めます。

また、若者や子育て世代、就労世代など、多様な世代や立場の人が無理なく参加できる環境づくりを進め、協働のまちづくりの担い手の裾野を広げます。

施策の方向性1-1　参加のきっかけづくり

地域活動や市民公益活動に関心があっても、参加の方法や関わり方が分からない人が少なくありません。

そのため、誰もが気軽に参加できる交流の場や対話の機会を充実させ、地域課題やまちづくりについて知り、関心を持ち、参加につながるきっかけをつくります。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">誰もが気軽に集い、地域課題等の話し合い・交流ができる場づくり</td><td colspan="6">●ワールドカフェやぶっちゃけトーク会など、気軽に市民同士が集い、それぞれが抱える課題ややってみたいことを相談し合える機会の創出を支援します。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">市民公益活動や協働に関心のある市民への機会提供</td><td colspan="6">●市民公益活動や協働に関心のある市民が、活動内容や参加方法を知り、実際の活動につながるよう、分かりやすい情報提供や講座、交流・体験の機会の充実を図ります。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
</table>

▲「まちの好きなところ」や「未来はどんなまちにしたいか」をテーマに、摂津市のこれからについて自由に意見交換できるイベントを実施
【せっつの未来を考えるワールドカフェ】

▲参加者がそれぞれ抱える課題や、やってみたいことなどを相談し合える交流会を実施
【会うてしゃべってぶっちゃけトーク会】

▲市民公益活動に関心がある人を対象に「実践への繋がり」を核とした講座を実施
【別府コミセンから始める！！楽しみ×地域の活動】

施策の方向性 1-2　多様な世代・立場の参加促進

協働のまちづくりを持続的に進めるためには、これまで参加の機会が少なかった人も含め、多様な世代や立場の人が関わりやすい環境を整えることが重要です。

そのため、地域の実情に応じた参加の場づくりを進めるとともに、若者や子育て世代、就労世代なども参加しやすい工夫を行います。

No.	取組項目	概要	継続/新規
3	若者・子育て世代・就労世代の参加支援	●若者、子育て世代、就労世代など多様な世代が地域活動に関わりやすいよう、参加しやすい時間帯や内容の工夫、分かりやすい情報発信、気軽に意見交換できる機会の充実などを進めます。 ●地域の多様な主体が話し合い、協力しながら地域課題に取り組める場や体制づくりの支援を段階的に進めます。	新規

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	検討 →	→	段階的実施 →	→	→

施策の方向性 1-3　分かりやすい情報発信の充実

参加の裾野を広げるためには、必要な情報が分かりやすく届くことが重要です。

そのため、市民公益活動や地域活動、協働の取組に関する情報を分かりやすく発信し、活動の内容や参加方法が伝わるよう工夫します。

No.	取組項目	概要	継続/新規
4	市民公益活動を行う団体・個人の情報発信の支援	●市の広報紙やホームページ、SNS、市民活動情報共有サイト（イベントナビ）等により、市民公益活動団体の活動内容の情報発信を行います。また、広報紙において、会員の募集記事等の掲載を行います。 ●市内各公共施設や事業者の保有施設で市民公益活動に関するチラシやパンフレットを設置するためのスペースを確保します。	継続

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	実施 →	→	→	→	→

◀市民公益活動団体等による情報発信の支援
【摂津市イベントナビ】

▲【摂津市公式 LINE】

▲【摂津市公式 Instagram】

【目標指標】

指標	現状 （R7 年度）	目標 （R13 年度）

基本方針2　活動を支える環境整備

市民公益活動や地域活動が継続し、広がっていくためには、情報、拠点、資金、人材などの活動基盤を整えることが重要です。

このため、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら活動できるよう、必要な支援の充実と活動しやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性 2-1　活動に必要な情報提供・拠点の整備

活動に必要な情報や拠点が確保されることで、地域活動や市民公益活動はより継続しやすくなります。

そのため、活動に役立つ情報の提供や、活動拠点の確保に向けた支援を進めます。

No.	取組項目	概要						継続/新規
5	市民公益活動に役立つ情報の提供	●市民公益活動を行う団体や個人が、活動に活用できる施設や設備に関する情報を得て、円滑に活動を進められるよう、分かりやすい情報の提供を進めます。 ●市民公益活動を行う団体や個人が、行政や民間の補助金制度に関する情報を把握し、活動に生かせるよう、必要な情報の提供を進めます。						継続
		工程	R9	R10	R11	R12	R13	
			実施（R9〜R13）					
No.	取組項目	概要						継続/新規
6	市民公益活動に必要な拠点確保の支援	●市民公益活動を行う団体や個人が、会議や打合せ、活動、情報発信などを行いやすくなるよう、活動内容や地域の実情に応じた拠点の確保に向けた支援を進めます。						継続
		工程	R9	R10	R11	R12	R13	
			実施（R9〜R13）					

施策の方向性2-2　持続可能な活動を支える支援の充実

活動を継続していくためには、担い手の育成や資金面での支援が必要です。

そのため、団体運営や活動の継続につながる人材育成を支援するとともに、資金確保に向けた支援の充実を図ります。

No.	取組項目	概要	継続/新規
7	市民公益活動を行う団体メンバーの人材育成支援	●市民公益活動を行う団体や個人が、活動を継続し、担い手を育成していけるよう、会計や情報発信など活動に役立つ講座や研修の実施を通じて、人材育成を支援します。	継続

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	実施				

No.	取組項目	概要	継続/新規
8	市民公益活動の資金支援	●新たに活動を始める団体へ資金の支援をします。 ●地域課題の解決や市民公益活動を行う団体に対して、市民公益活動補助金を交付します。 （事業の提案の募集→審査（選考）→事業費助成→報告会の開催）	継続

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	実施				

No.	取組項目	概要	継続/新規
9	地域活性化の資金支援	●地域のにぎわいづくりや交流の促進、地域コミュニティの活性化に資する取組に対し、必要な財政的支援を行います。	継続

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	実施				

No.	取組項目	概要	継続/新規
10	多文化共生の資金支援	●外国人市民を含む多様な主体の交流や地域参加を支える国際交流協会に対し、必要な財政的支援を行います。	継続

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	実施				

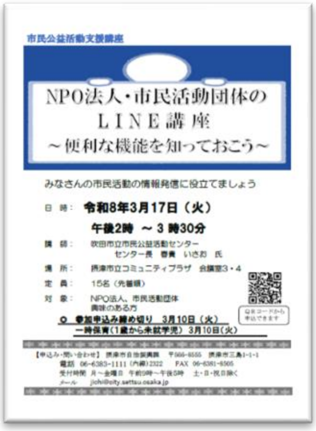
市民公益活動支援講座

NPO法人・市民活動団体の
LINE講座
～便利な機能を知っておこう～

みなさんの市民活動の情報発信に役立てましょう

日　時：　令和8年3月17日（火）
午後2時 ～ 3 時30分

講　師：　吹田市立市民公益活動センター
センター長　いさお　氏

場　所：　摂津市立コミュニティプラザ　会議室3・4

定　員：　15名（先着順）

対　象：　NPO法人、市民活動団体
興味のある方

○ 参加申込み締め切り　3月10日（火）
一時保育（1歳から未就学児）3月10日（火）

【申込み・問い合わせ】 摂津市自治振興課　〒566-8555　摂津市三島1-1-1
電話 06-6383-1111（内線)2322　FAX 06-6381-6505
受付時間　月～金曜日　午前9時～午後5時　土・日・祝日除く
メール　jichi@city.settsu.osaka.jp

◀会計講座、SNS の使い方、インボイス制度、クラウドファンディングの募り方など、時々の時世に合った研修を実施
【市民公益活動支援講座】

▲防災、防犯、環境美化、地域間の交流などの目的から、地域活性化を目指し様々な活動に対して補助を実施
【地域活性化補助金】

◀みんなでつくり上げる市民まつり「摂津まつり」のための経費の補助
【摂津まつり振興会補助金】

摂津市国際交流協会が行う市民の主体的な国際交流の実現や、国際的視野を持つ意識を高める事業に対する補助▶
【国際交流協会補助金】

摂津市国際交流協会
March.31,2026
No.33
SAIE Report
Settsu Association for International Exchanges
2025年度　活動報告
オーストラリア・バンダバーグより訪問団が来摂！

友好都市バンダバーグから行政訪問団が摂津市に来られ、市内の施設や関西・大阪万博のオーストラリア館などを視察されました。(9/21～24)

施策の方向性 2-3　多様な主体が関わりやすい環境づくり

　協働のまちづくりを進めるためには、活動に関心を持つ人や団体が、それぞれの強みや関心に応じて関わりやすく、多様な主体同士がつながりやすい環境を整えることが重要です。

　そのため、活動への参加や関わりのきっかけを広げるとともに、必要な情報や人材につながりやすい環境づくりや、市民公益活動団体、地域団体、事業者などが連携しやすい機会づくりを進めます。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">11</td><td rowspan="3">地域コミュニティ団体と市民公益活動団体のマッチング機会の提供</td><td colspan="6">●地域コミュニティ団体と市民公益活動団体が、それぞれの活動内容や課題、強みを知り、地域課題の解決に向けて連携しやすくなるよう、（仮称）協働のまちづくり人材バンクを設置します。
●必要に応じて事業者等も含めた交流や情報共有、意見交換などのマッチング機会の提供を進めます。</td><td rowspan="3">新規</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="3">検討</td><td colspan="2">実施</td></tr>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">12</td><td rowspan="3">事業者等と市民公益活動団体の特性を生かした連携の促進</td><td colspan="6">●事業者や学校等と市民公益活動団体が、それぞれの特性や専門性、資源を生かして地域課題の解決や地域の魅力向上に取り組めるよう、交流や情報共有、連携のきっかけづくりを進めます。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施</td></tr>
</table>

基本方針3　協働の質の向上

多様な主体が対等な立場で連携し、それぞれの強みを生かして地域課題の解決に取り組むためには、協働を進めやすい仕組みや支援が必要です。

このため、中間支援機能の充実や相談・伴走支援の強化、協働のルールの整理などを通じて、より実効性の高い協働を進めます。

施策の方向性 3-1　主体間の連携促進

協働を進めるためには、活動主体同士をつなぎ、対話や連携を支える機能が必要です。

そのため、中間支援組織の育成・支援や団体同士のネットワークづくりを進め、多様な主体が出会い、つながり、連携できる環境を整えます。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="6">13</td><td rowspan="6">市民公益活動を担う団体のネットワークづくりの支援</td><td colspan="6">●市民公益活動を担う団体同士の担い手交流会を開催します。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
<tr><td colspan="6">●市民公益活動を行っている団体、事業者、中間支援組織などの団体情報のデータベース化を検討し、情報発信します。</td><td rowspan="3">新規</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討 →</td><td colspan="3">実施 →</td></tr>
</table>

指標	現状 （R7年度）	目標 （R13 年度）

◀毎回異なるテーマを設定し、各テーマに沿った活動をしている団体や、課題意識を持った個人を対象とした参加型の講座・交流会を開催
【学びあいカフェ】

施策の方向性 3-2　団体や個人への直接支援

協働の取組を進める際には、活動の立ち上げや運営、連携先の検討、課題整理など、さまざまな段階で支援が必要になります。

そのため、活動や協働に関する相談支援を充実させるとともに、必要に応じて関係団体をつなぎ、継続的に伴走する支援を進めます。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">14</td><td rowspan="3">活動や協働に関する相談支援の充実</td><td colspan="6">●地域活動や市民公益活動、協働に取り組もうとする団体や個人が、活動の立ち上げや運営、課題整理等について気軽に相談できるよう、相談支援の充実を図ります。</td><td rowspan="3">継続
（一部新規）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討</td><td colspan="3">実施</td></tr>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">団体や個人の活動段階に応じた継続支援</td><td colspan="6">●団体や個人の活動状況や課題に応じて、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係団体とのつながりを意識しながら、活動の継続や発展につながる支援を行います。</td><td rowspan="3">継続
（一部新規）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討</td><td colspan="3">実施</td></tr>
</table>

施策の方向性 3-3　協働を進めやすくする仕組みづくり

地域における協働を着実に進めるため、多様な主体が強みを生かしてつながり、円滑に取り組める環境づくりを進めます。そのため、地域の連携の土台づくりや、人材・情報をつなぐ仕組みの整備、多様な主体の連携を支える中間支援機能の充実、協働の理念・考え方の共有を進めることで、市民・団体・事業者・行政がともに取り組みやすい基盤を整えます。

No.	取組項目	概要	継続/新規
16	協働の受け皿となる地域まちづくり協議会等の設立支援	●地域の多様な主体が地域課題を共有し、継続的に話し合い、連携して取り組むことができるよう、協働の受け皿となる地域まちづくり協議会等の設立を支援します。	新規

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	検討				段階的実施

No.	取組項目	概要	継続/新規
17	地域課題と人材・団体をつなぐ仕組みづくり	●地域課題や活動ニーズに応じて、多様な人材や団体の強み、関心、専門性を生かしながら協働につなげることができるよう、人材バンク等の仕組みづくりを進めます。	新規

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	検討			実施	

No.	取組項目	概要	継続/新規
18	多様な主体の連携や協働を支える中間支援機能の充実と組織の整備	●市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者、行政など多様な主体の間に立ち、相談対応、情報提供、調整・コーディネート等を通じて主体同士の連携や協働を支える中間支援機能の充実を図るとともに、その役割を担う中間支援組織の設立を含めた体制整備を進めます。	継続（一部新規）

工程	R9	R10	R11	R12	R13
	検討		実施		

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">19</td><td rowspan="3">協働のまちづくり推進条例及び本計画の周知・理解促進</td><td colspan="6">●協働のまちづくり推進条例及び本計画について、出前講座やリーフレット等を通じて分かりやすく周知し、協働の理念や取組の方向性の共有を図ります。</td><td rowspan="3">継続
（一部新規）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施</td></tr>
</table>

【目標指標】

指標	現状 （R7年度）	目標 （R13 年度）

基本方針4　行政の推進体制強化

協働のまちづくりを着実に進めるためには、行政自らが協働の意義や役割を共有し、組織として支えていくことが重要です。

このため、庁内連携の強化や職員の意識向上・人材育成を進めるとともに、取組の見える化や検証を通じて、推進体制の強化を図ります。

施策の方向性 4-1　庁内連携の強化

協働の取組を効果的に進めるためには、関係部署がそれぞれの分野の課題や情報を共有し、連携して取り組むことが必要です。

そのため、庁内での情報共有や連携の充実を図り、協働の視点を踏まえた横断的な取組を進めます。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">20</td><td rowspan="3">情報共有や連携の仕組みづくり</td><td colspan="6">●庁内の推進体制として、協働のまちづくり推進本部を設置し、協働のまちづくりの推進に関する施策の総合調整を行います。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →（R9〜R13）</td></tr>
</table>

施策の方向性 4-2　職員の意識向上と人材育成

協働のまちづくりを進めるためには、職員一人ひとりが協働の意義や必要性を理解し、実践につなげる力を高めることが重要です。

そのため、研修等を通じて職員の協働に対する理解を深めるとともに、地域や多様な主体と連携して取り組むための能力の向上を図ります。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">21</td><td rowspan="3">協働を担う職員を育成するための研修や制度の充実</td><td colspan="6">●協働の価値観を共有できる研修を開催します。
●協働施策の実践を通じて得られたノウハウを蓄積し、成功事例を共有します。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
</table>

【協働推進研修】▶

◀【協働のまちづくり推進条例の概要リーフレット】

施策の方向性 4-3　協働の見える化と改善

協働の取組を広げ、質を高めていくためには、成果や課題を分かりやすく共有し、次の取組につなげていくことが重要です。

そのため、協働の取組状況や成果を見える化し、市民や職員に分かりやすく伝えるとともに、実践事例の共有を通じて改善につなげます。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">22</td><td rowspan="3">推進施策の進捗状況の公表</td><td colspan="6">●有識者や市民、第三者などで構成する協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働に係る推進状況の把握及び検証を行い、結果を公表します。</td><td rowspan="3">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
<tr><th>No.</th><th>取組項目</th><th colspan="6">概要</th><th>継続/新規</th></tr>
<tr><td rowspan="3">23</td><td rowspan="3">多様な主体を対象とした協働の普及啓発</td><td colspan="6">●多様な主体を対象に、事例を学ぶことができる研修会や講演会を開催します。
●出前講座に、協働に関するメニューを新たに設け、啓発を行います。</td><td rowspan="3">新規</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施 →</td></tr>
</table>

◀多様な主体同士が協働のまちづくりについて考える講演会を開催
【協働のまちづくり講演会】

指標	現状 （R7年度）	目標 （R13 年度）

第5章　計画の推進体制

1　計画の推進体制の整備

（1）協働のまちづくり推進委員会

有識者や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体の代表者などで構成される「協働のまちづくり推進委員会」において、協働の推進に関する重要事項について意見を聴き、審議を行います。

多様な立場からの意見を踏まえ、施策の推進や見直しに反映していきます。

（2）協働のまちづくり推進本部

庁内における協働のまちづくりを推進するため、「協働のまちづくり推進本部」において、関係部署間の情報共有や連携を図りながら、計画に基づく施策を総合的かつ横断的に推進します。

あわせて、職員の協働に対する理解の促進や意識向上、人材育成に取り組み、各部署が協働の視点を持って施策を進めることのできる庁内体制の強化を図ります。

2　計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、各年度における施策の実施状況を把握し、協働のまちづくり推進委員会に報告した上で、点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、同委員会からいただいた意見を踏まえ、翌年度以降の施策の見直しや改善に反映します。

	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和11年度	令和１２年度	令和13年度	令和１４年度	令和１５年度	令和１６年度
計画実行	計画策定（Plan）	計画期間（Do）							
評価			評価（Check）	評価	評価	評価	評価	評価	評価
改善			改善（Action）						

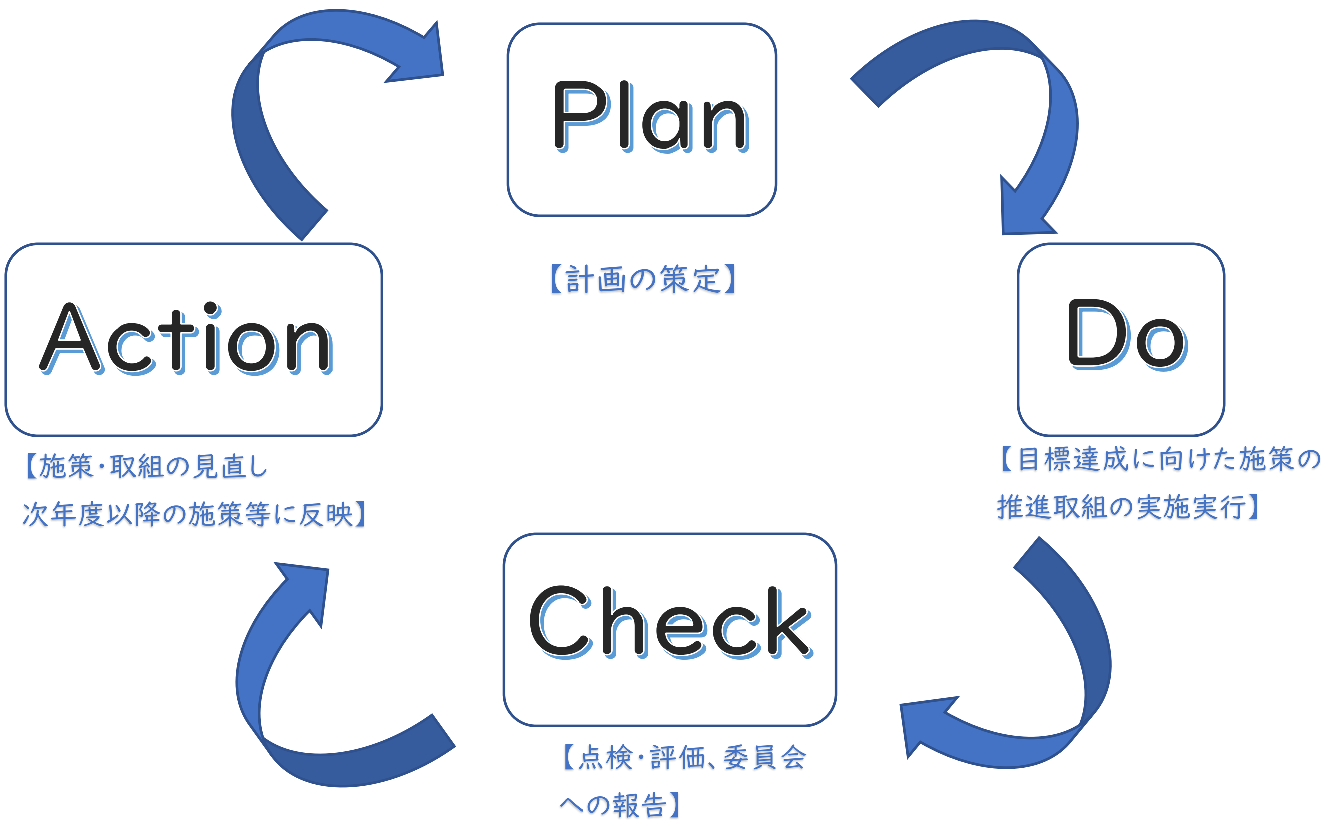
Plan
【計画の策定】
Do
【目標達成に向けた施策の
推進取組の実施実行】
Check
【点検・評価、委員会
への報告】
Action
【施策・取組の見直し
次年度以降の施策等に反映】